

平成24年 2 月 16日

制定

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、関西大学留学生別科規程（以下「留学生別科規程」という。）第29条の規定に基づき、留学生別科事務取扱に関する必要な事項を定めるものとする。

(学生証)

第 2 条 学生に、関西大学（以下「本学」という。）留学生別科の学生であることを証明する学生証を交付する。

- 2 学生は、学内外において学生証を常に携帯しなければならない。
- 3 学生証を紛失したときは、直ちに所管窓口に届け出て、再交付を受けなければならない。

(学籍番号)

第 3 条 入学と同時に学生に学籍番号を付与する。

- 2 学生の在学中における全ての事務は、この学籍番号によって処理する。

第 2 章 休学、復学、退学、除籍及び復籍

第 1 節 休学

(休学手続)

第 4 条 病気その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、留学生別科規程第21条の規定に基づき、その事実を証明する書類を添えて、保証人連署の上、休学願を国際教育センター長（以下「センター長」という。）に提出し、国際教育センター委員会（以下「委員会」という。）の議を経て休学の許可を得なければならない。

- 2 前項の休学願は、休学しようとする学期の 5 月 31 日又は 10 月 31 日までに提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該学期の学費を納入している場合は、次の期日まで休学手続をとることができる。

春学期に休学するとき 7 月 30 日

秋学期に休学するとき 1 月 30 日

(休学期間)

第 5 条 休学期間は、休学を許可された日からその学期の末日までとする。

(休学延長の手続期間)

第 6 条 次学期も引き続き休学を希望する者は、休学期間中の 8 月 28 日から 9 月 10 日まで又は 3 月 1 日から 3 月 14 日までに第 4 条第 1 項に規定する手続を行わなければならない。

(休学の可能期間)

第7条 休学期間は、通算して2学期以内とする。

2 在学年数に算入されない学期が通算して2学期を超えるときは、休学を許可しない。

(休学期間と在学年数)

第8条 留学生別科規程第21条第4項の規定に基づき、休学期間を含む学期を、在学年数に含めない。

(休学期間の学費)

第9条 留学生別科規程第21条第2項の規定に基づき、休学期間中は、学費規程に定める所定の学費を納入しなければならない。

2 前項における所定の学費は、次のとおりとする。

(1) 春学期の休学を希望し、5月31日までに休学願を提出したときは、休学在籍料

(2) 秋学期の休学を希望し、10月31日までに休学願を提出したときは、休学在籍料

(3) 前2号に当てはまらないときは、当該学期の学費

第2節 復学

(復学手続)

第10条 休学した者が復学を希望するときは、留学生別科規程第22条の規定に基づき、保証人連署の復学願をセンター長に提出し、委員会の議を経て復学することができる。

(復学の手続期間)

第11条 前条の復学願は、休学期間中の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までに提出しなければならない。

2 病気等によって休学した者が復学を希望するときは、本学保健管理センターが作成する「診断書」を添付しなければならない。

(復学の時期)

第12条 復学の時期は、学期の始めとする。

(復学の制限)

第13条 休学している学期内に復学することはできない。

(復学者の学費)

第14条 復学した者は、復学した学期から学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）に定める学費を納入しなければならない。

第3節 退学

(退学手続)

第15条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、留学生別科規程第23条の規定に基づき、保証人連署の退学願に学生証を添えて、センター長に提出しなければならない。

(未手続者の退学)

第16条 休学している者が、留学生別科規程第21条に規定する休学の手続又は留学生別科規程第22条に規定する復学の手続を行わなかったときは、その学期末日の9月20日又は3月31日をもって退学にする。

(処分退学)

第17条 留学生別科規程第27条に規定する者は、留学生別科規程第26条の規定に基づき、委員会の議を経て退学処分に付する。

第4節 除籍

(除籍)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、留学生別科規程第24条の規定に基づき、除籍にする。

- (1) 学費を指定された納入期間内に納入しない者
- (2) 在学期間が留学生別科規程第5条に規定する在学期間を超える者

(除籍日)

第19条 前条の除籍日は、春学期を7月31日、秋学期を1月31日とする。

(在学年数との関連)

第20条 除籍期間を含む学期は、在学年数に含めない。

第5節 復籍

(復籍手続)

第21条 第18条第1号により除籍となった者が復籍を希望するときは、留学生別科規程第25条の規定に基づき、保証人連署の復籍願をセンター長に提出し、委員会の議を経て復籍することができる。

(復籍の手続期間)

第22条 前条の復籍願は、復籍を希望する前学期の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までに提出しなければならない。

(復籍の時期)

第23条 復籍の時期は、学期の始めとする。

(復籍の制限)

第24条 除籍になった学期内の復籍は、許可しない。

- 2 在学年数に算入されない学期が通算して2学期を超えるときは、復籍を許可しない。

(復籍料の納入)

第25条 復籍を許可された者は、許可された日から復籍を希望する前学期末日の9月20日又は3月31日までに学費規程に定める復籍料を納入しなければならない。

- 2 復籍を許可された者が、前項に規定する期日までに復籍料を納入しないときは、復籍を取り消す。

第3章 学費納入と試験の関連

(学費と試験)

第26条 学費を滞納している者は、指定された納入期間内に滞納学費を納入しない限り、受験した科目の単位認定は行わない。

2 前項の納入期間及び学費は、学費規程に定める。

第4章 願書、届書及び証明書

(願書)

第27条 本学で定める願書は、次のとおりとする。

- (1) 休学願
- (2) 復学願
- (3) 退学願
- (4) 復籍願
- (5) 学費延納願
- (6) 学費分納願
- (7) 学生証再交付願
- (8) 追試験受験願
- (9) 団体旅行証明願

(届書)

第28条 本学で定める届書は、次のとおりとする。

- (1) 履修届
- (2) 異動届

(証明書)

第29条 本学で定める証明書は、次のとおりである。

- (1) 在学証明書
- (2) 在籍証明書
- (3) 修了見込証明書
- (4) 修了証明書
- (5) 成績証明書
- (6) 単位修得証明書
- (7) 学生証
- (8) 通学証明書
- (9) 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、国際教育センター委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。